1　品種登録の番号　第25230号
2　品種登録の年月日　平成28年6月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Persicaria capitata (Buch.-Ham. ex D. Don) H. Gross
4　登録品種の名称　チェリーフォーパーティ
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
兵藤行英
愛知県安城市安城町常福寺10
7　出願公表の年月日　平成27年5月28日

1　品種登録の番号　第25231号
2　品種登録の年月日　平成28年6月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Petunia Juss.
4　登録品種の名称　久御山七号（くみやまななごう）
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
中西義晴
京都府久世郡久御山町藤和田馬場崎野41―1
7　出願公表の年月日　平成26年9月18日

1　品種登録の番号　第25232号
2　品種登録の年月日　平成28年6月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　アムルーズドトワ
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
今井清
広島県呉市広町4913番地の1
有限会社はなプロデュース南里
大阪府大阪市鶴見区鶴見5丁目9番3―711号
7　出願公表の年月日　平成25年5月9日

1　品種登録の番号　第25233号
2　品種登録の年月日　平成28年6月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　VUVUZELA
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
De Ruiter Intellectual Property B.V.
Meerlandenweg55, 1187ZR, Amstelveen, The Netherlands
7　出願公表の年月日　平成25年6月12日

1　品種登録の番号　第25234号
2　品種登録の年月日　平成28年6月10日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Setaria italica (L.) P. Beauv.
4　登録品種の名称　ゆいこがね
5　育成者権の存続期間　25年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
岩手県
岩手県盛岡市内丸10番1号
7　出願公表の年月日　平成26年2月5日

Ⅱ　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（次のとおり）は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西の平井東沢

二　砂防法第二条の土地の表示

(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県知多郡南知多町大字豊浜

字白山脇　三番二　一号
乙八番一　二号
六番一　七号
一三番五　八号
字赤平井　二〇番　三号及び四号
二一番地先道路敷　五号
二三番　六号

(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大桑川

(一)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和四十一年建設省告示第二千百三十八号で指定した大桑川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市黒坂町

下平　一一番　一号
二六番二　二号及び三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱四号から十号までを順次結んだ線及び標柱四号と十号を昭和四十一年建設省告示第二千百三十八号で指定した大桑川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県岡崎市切山町

字小池　六二番　四号及び五号
六番一　六号
一番一　七号
字木挽沢　二四番一　八号及び九号
二四番三　十号

(三)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白山川第二支川

(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市大蔵町

東洞　二番二　一号
一番四　二号
五番　十七号
三番三　十八号
本城　一一番一　三号
一一番二　四号
一二番一　五号から七号まで
二二番　八号から十二号まで
一八番　十三号
一九番　十四号
二一番　十五号
二二番一　十六号

(四)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小田川

(一)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線（標柱三号と四号については、昭和六十三年建設省告示第千八百十六号で指定した同号七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛知県豊田市有間町

空山　二番・二番一合併　一号
六番一　二号及び三号
桑田　三七番一　四号及び五号
四一番一地先水路敷　六号

○国土交通省告示第八百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月十日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小平谷

二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県度会郡大紀町崎

字口野々　一九一四番三　一号から三号まで及び二十六号から二十八号まで
一九一四番一　四号、五号、十九号から二十一号まで及び二十四号
三五三四番一　六号
三五三三番　七号から九号まで
三五三六番一　十号及び十一号
三五三七番二　十二号から十四号まで
一九〇九番二　十五号及び十六号
一九一一番　十七号
一九一三番　十八号
一九一四番五　二十二号及び二十三号